

# ミニデイ・運動型 指定要件と運営の流れについて

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

# 内容

- ミニデイ・運動型の指定要件
  - 運営形態
  - 人員基準
  - 設備基準
  - 運営基準・その他
- 運営の流れ

# ミニデイ・運動型の指定要件

# 運営形態

## 1 単独型

提供時間内にミニデイ型・運動型のみを提供

## 2 一体型

提供時間内に通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスと一体的に提供

## 3 個人での開設

### 【ミニデイ型】

既に運動型を個人で開設しており、開設場所が施術所と同一建物又は隣接する建物である場合に個人での開設が可能

### 【運動型】

市内で施術所を開設しており、開設場所が施術所と同一建物又は隣接する建物である場合に個人での開設が可能

# 人員基準

	ミニデイ型	運動型
管理者	非常勤でも可（資格要件なし）	
従事者数	利用者15人に対して1人	利用者10人に対して1人
従事者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療サービス又は福祉サービス等の従事経験のある者、介護予防運動指導員又は健康運動指導士等であることが望ましい</li> <li>・「いきいき元気プログラム事業者研修（※1）」修了者を事業所に1人以上配置</li> </ul>	柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師（※2）、介護予防運動指導員、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護職員、医師
一体型の場合	通所介護等の基準を満たすことで上記人員基準を満たしているものとする。ただし、定員はサービスごとに定め、ミニデイ・運動型の提供時間は専従の従事者が必要。	

※1 会場研修は例年9月、2月に開催。ウェブ研修は随時実施。

※2 施術所に従事するものにあつては、公益社団法人日本柔道整復師会が実施する「機能訓練指導認定柔道整復師講習会」を修了した者または「介護予防運動指導員」である者に限る。

# 設備基準【ミニデイ型・運動型共通】

- 機能訓練室
  - 利用定員×3m<sup>2</sup>以上の面積
  - 原則、他の部屋への通路は面積から除く
  - 施術所の場合、営業時間外であっても施術室は不可
- トイレ・洗面所
  - アルコール消毒液、ペーパータオル等設置（共用タオルは不可）
- 消防設備
- 災害備蓄品（最低3食分、水は1人あたり3ℓ）

# 設備基準【ミニデイ型・運動型共通】

- 静養室
  - ・気分が悪くなった時に横になって静養できる場所
  - ・プライバシーの確保を図ること
  - ・原則、機能訓練室と隣接
- 事務室
  - ・専用の区画が必要
  - ・専用の鍵付書庫、電話番号が必要
  - ・その他、パソコンやFAX等必要な備品を備えること
- 相談室
  - ・プライバシーの確保を図ること

# 運営基準・その他

- ・「内容及び手続の説明及び同意」「サービス提供困難時の対応」「介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供」「サービスの提供の記録」などが必要
- ・登記事項証明書に「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」等と規定されていること

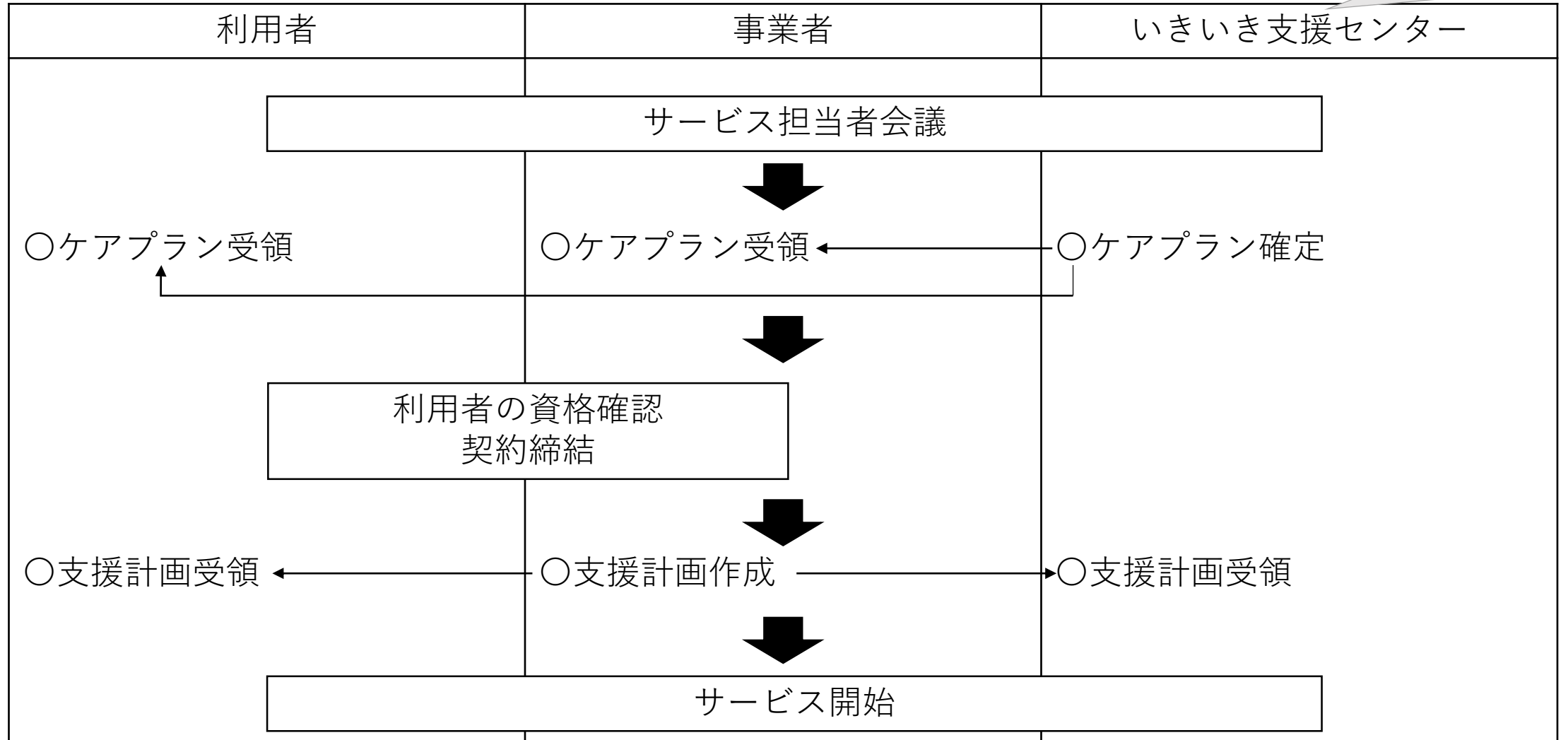
指定要件について、より詳しい情報は「人員、設備及び運営に関する基準を定める要領」や「介護保険事業者指定申請の手引き」をご確認ください



# 運営の流れ

# 運営の流れの概要 サービス開始まで

いきいき支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が担う場合もある



# サービス開始前

- サービス担当者会議

利用者の状況等に関する情報を共有する場。

- 利用対象者の確認

利用者が持参する「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」、いきいき支援センターから送られた「ケアプラン（写）」をもとに、サービスの対象者であること、利用者負担額を確認する。

- 契約の締結

契約書、重要事項説明書、個人情報利用同意書について説明し、利用者から同意を得る。

- 支援計画の作成

ケアプランを参考に、支援計画を作成し、利用者から同意を得ます。写しを利用者、いきいき支援センターに交付します。

# ケアプラン

参考様式2

## 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

No. \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_ 様（男・女） 歳 認定年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

初回・紹介・継続	認定済・申請中	要支援1・要支援2	事業対象者
----------	---------	-----------	-------

計画作成者氏名 \_\_\_\_\_ 委託の場合：計画作成者事業者・事業所名及び所在地（連絡先） \_\_\_\_\_

計画作成（変更）日 年 月 日（初回作成日 年 月 日） 担当地域包括支援センター： \_\_\_\_\_

目標とする生活

1日	1年						支援計画						
	アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標	目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
運動・移動について			□有 □無					( )					
日常生活(家庭生活)について			□有 □無					( )					
社会参加、対人関係・コミュニケーションについて			□有 □無					( )					
健康管理について			□有 □無					( )					

健康状態について

□中治医受診書 検査結果 観察結果等未済または留意点

【本来行うべき支援が実施できない場合】

該当な支援の実施に向けた方針

総合的な方針：生活不活発者の改善予防のポイント

# 支援計画（ミニデイ型・運動型通所サービス支援計画）

ミニデイ型・運動型通所サービス支援計画

氏名		事業所名	
(生年月日 年 月 日)		(計画作成者 )	
作成日	年 月 日	対象者区分	要支援1・要支援2・事業対象者
わたしの目標			
本人:			
終了後の目標:			
ケアプラン:			

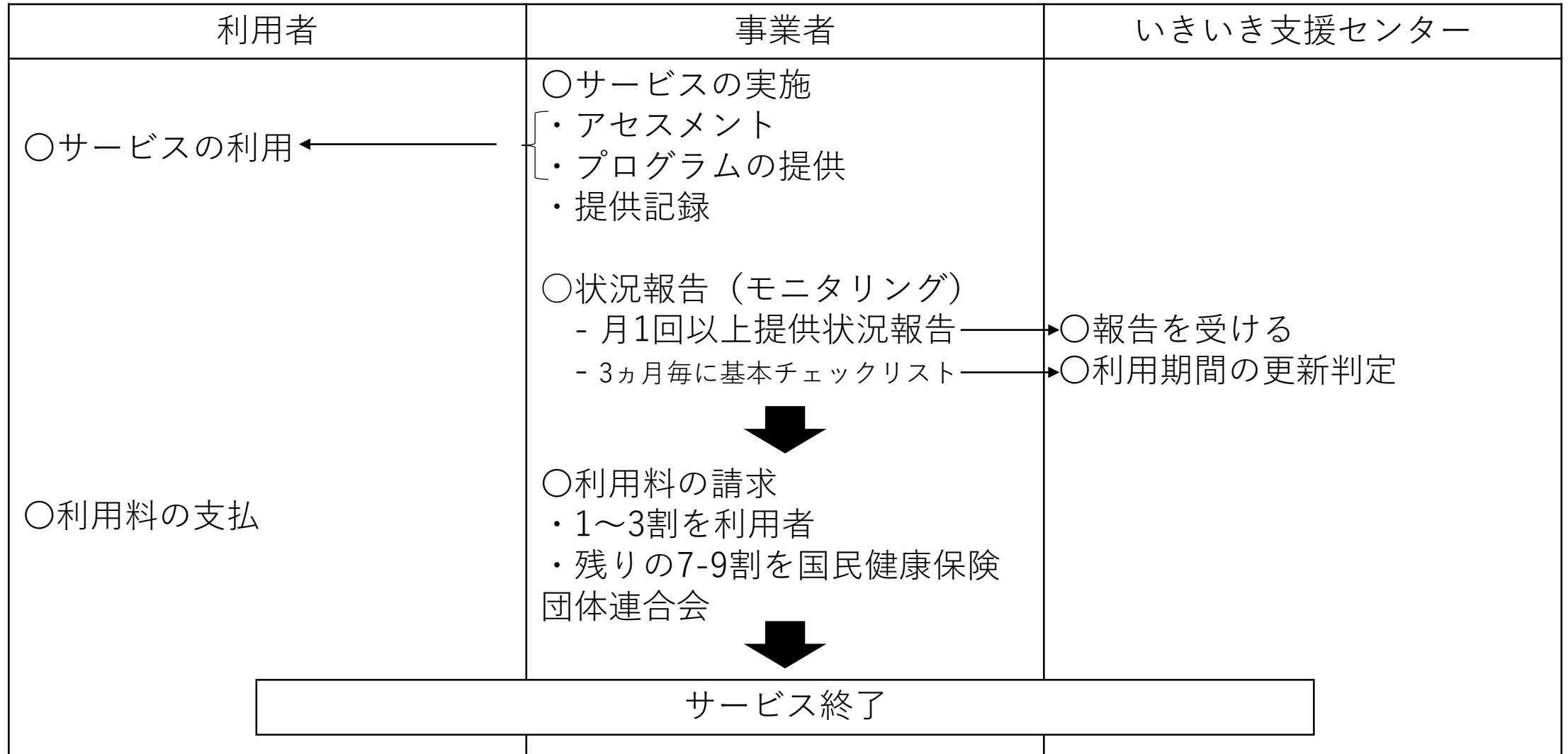
目標達成に向けたプログラムの計画、具体策等		特記事項	
利用開始日		年 月 日	
利用時間		時 分 ~ 時 分	

上記計画について説明を受け、同意しました。また、当該計画の交付を受けました。

同意年月日 年 月 日

利用者署名欄

# 運営の流れの概要 サービス開始後



# サービスの実施

- アセスメント

- 【ミニデイ】いきいき元気プログラムに沿った項目を実施。

- 【運動型】アセスメント表に沿った項目を実施。

- プログラム提供

- ケアプラン、支援計画に沿ったサービスを提供する。

- 提供記録

- サービスを提供したら提供日、サービス内容、支払額、その他必要な事項を記録し、保管します。

- 状況報告

- 【月1回以上】文書または電話等によりいきいき支援センターに報告します。

- 【3ヵ月ごと】基本チェックリストを実施し、いきいき支援センターに送付します。

# 【運動型】アセスメント表

事前アセスメント表の一部

介護保険 被保険者番号		利用者氏名		
区分		要支援1・要支援2・要介護対象者		
事業評価日		事業開始時( 年 月 日)		
目標及び達成状況		目標・計画等		
主観的健康感		よい・まあよい・ふつう・あまりよくない・よくない		
基本 チェック リスト	1～25項目	点		
	(再掲)	点		
	1～20項目	点		
	(再掲)	点		
	6～10項目	点		
転倒リスクアセスメント		点		
体力 測定	開眼片足立ち	右・左	秒	連絡事項
	歩行能力	距離	3m未満( m)・3m・4m・5m	
		通常	秒 最大 秒	
	握力	右・左	kg	
	TUG		秒	
その他 ( )				

事前：開始時

中間：おおむね3ヵ月経過時

(更新の場合はその後3ヵ月ごと)

終了：サービスを終了する時



# 基本チェックリスト

## 基本チェックリスト (名古屋市 介護予防・日常生活支援総合事業)

黒のボールペンで太わくの中をご記入ください。

(被保険者)		(確認者)	
ふりがな	ほなこ	所属機関	名称 市役所運動型サービス 電話( 972-2549 )
氏名	名古屋花子	年齢	75 歳
住所 (住民登録地)	名古屋市南区三の丸1番1号	ふりがな	けんこう たろう
	自宅( 972-2540 ) 携帯電話( )	氏名	健康太郎
現在地 (上記と異なる場合)	*住所と同じ場合は、記入不要です。 自宅( ) 携帯電話( )	備考	運動型 3ヵ月
		取込区分	<input type="radio"/> 事業対象者判定 <input type="radio"/> 効果測定(利用前) <input checked="" type="radio"/> 効果測定(利用後) <input type="radio"/> 効果測定(年1回定期)

生年月日	実施日	被保険者番号(介護保険)	事業者番号	種別
明治 大正 昭和 20 9 6 年 月 日	令和 3 9 年 月 日	1007654321	23 A 060000023	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>①</span> <span>②</span> <span>③</span> <span>④</span> <span>⑤</span> <span>⑥</span> <span>⑦</span> <span>⑧</span> <span>⑨</span> <span>⑩</span> <span>⑪</span> <span>⑫</span> <span>⑬</span> <span>⑭</span> <span>⑮</span> <span>⑯</span> <span>⑰</span> <span>⑱</span> <span>⑲</span> <span>⑳</span> </div>				

区分	No.	質問項目	回答	
日常生活の状況	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
	2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
足腰の状況	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
	9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
栄養状況	10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
	11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
	12	肥満度(BMI ※)は18.5未満ですか 身長          cm 体重          kg	はい	いいえ
状況	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
	15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ

【事業の効果判定にご協力いただける場合】  
○市からお送りするマークシートをご活用ください。

- 記入したマークシートは以下のように扱います。
- ・写し1部→事業所にて保管
  - ・写し1部→いきいき支援センターに送付
  - ・原本→名古屋市地域ケア推進課に送付

# 利用料の請求について

- 利用者からの支払方法は契約書、重要事項説明書で定めます
- 国民健康保険団体連合会（国保連）へは専用ソフト等により請求をします

## 【スケジュール】

サービス提供月の翌月10日：請求

サービス提供月の翌々月3日頃：審査結果受取

サービス提供月の翌々月19日頃：支払通知受取

サービス提供月の翌々月25日：利用料受領

※国保連への請求についての詳細は、愛知県国保連のホームページをご確認ください。

# 加算について

R5年10月時点 1単位 = 10.68円

## 【ミニデイ型・運動型共通】

### 《自己評価・ユーザー評価参加加算》 20単位／1月

自己評価・ユーザー評価事業を前年度実施した場合、利用者1人につき算定可能。

### 《介護予防改善加算》 50単位×サービス提供月数（上限300単位）

利用者1人につき、サービス終了時点で以下2点を満たす場合に算定可能。

- (1) 基本チェックリストの1から20までの回答を合計し、該当項目数が1個以上減少。  
ただし、運動型の場合は6から10までを合計し、該当項目数が増加していないことが必須。
- (2) サービス提供終了後1ヶ月間、予防専門型および運動型通所サービスを利用しないこと

## 【運動型のみ】

### 《評価加算》 240単位／評価時（3ヵ月ごと）

利用者1人について、中間アセスメント及び事後アセスメントにおいて、所定の評価項目（アセスメント表に記載の項目すべて）を実施した場合に算定可能

※評価を実施した日の属する月分として請求

※中間アセスメントはおおむね3ヵ月時点、事後アセスメントは最終日に実施した評価について算定

# 利用期間について

## 利用期間は原則6ヵ月ですが、条件を満たす場合に更新できます

3ヵ月ごとに実施する基本チェックリスト

➔①事業対象者相当 → 直近3か月利用期間更新可

②事業対象者非該当相当 → 利用期間更新不可

※更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援するための必要期間として、引き続き3か月間は利用可能です。

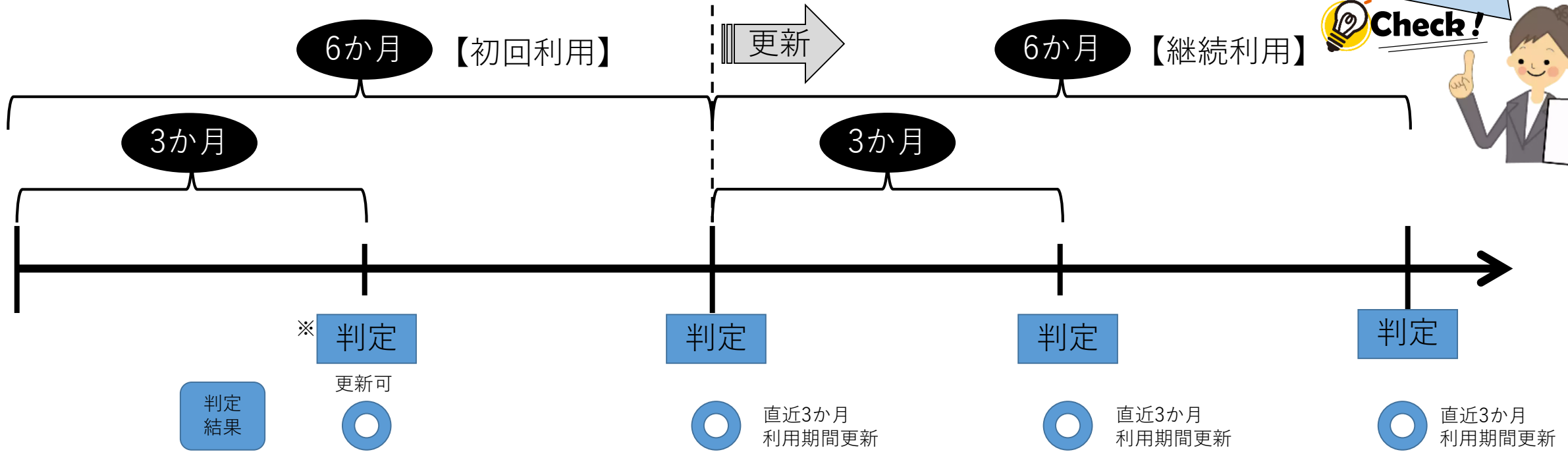
※次回3か月後の判定で、更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス終了となります。

※基本チェックリストは事業所が実施し、判定はいきいき支援センターが実施します。



更新不可判定が出ても、  
すぐにサービス利用終了  
するわけではありません。

更新回数の制限はありません。  
心身の状態が事業対象者相当であれば、  
利用期間の更新可能です。



更新不可  
3か月利用可能  
サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援を実施  
2回連続更新不可のため  
サービス終了

※最初の判定は、6か月利用期間終了時にサービス終了する可能性がある者を確認することが趣旨であることに留意

3か月利用可能  
サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援を実施  
直近3か月利用期間更新  
状態が悪化し、更新可であれば、引き続き利用可

# サービス終了後について

- 本サービスは心身機能の改善を通じて、自立した日常生活の支援を行うことを目的としています。
- 終了後は、いきいき支援センター等の関係機関と協力し、住民主体の通いの場や一般介護予防事業など、日常生活の中で自主的・継続的な介護予防活動に繋がっていただくようお願いいたします。

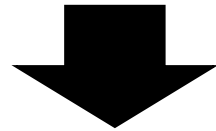
## **住民主体の通いの場とは**

地域住民が主体となり、住民同士が気軽に集まって体操や趣味活動等を通じて交流する場です。

# 要領・手引き・各種参考様式等の入手方法

なごやかいごネット事業者向け

検索



NAGOYAかいごネット【事業者向け】  
→総合事業・いきいき支援センター関係

事業者向け  
NAGOYA かいごネット

一般向けはこちら

名古屋市公式HP

サイト内検索 | サイト内検索 | ご意見箱 | サイトマップ

トップ | 認定調査 | 介護保険事業者の指定・登録 | 各種加算・変更届等ダウンロード | 事業者指導 | **総合事業・いきいき支援センター関係**

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/center/jiritsu.html>

